

第二章 近世

第一節 村の支配

概況

慶長五年（一六〇〇）より明治二年（一八六九）に至る二六八年のあいだ、徳川政権の確立とともに尾張藩の安定下にあって、この地方の行政も安定し、文化・産業が大いに発達した。

天明元年（一七八二）には、国奉行所の変革が行われ各地方には代官が置かれることになり、この地方では天明二年（一七八二）小牧（当時春日井郡小牧村地内）に代官所が置かれた。

表2-6 小牧代官所

（尾張藩の給知制より）

所 在 地	支 配 区 域		石	高	入	高
	区	域				
尾張国春日井郡 小牧村蟹清水	尾張国丹羽・ 春日井郡の一部	一五八	九七、〇四九・四二八 石	藏	給	知
			三〇、六一三・六一六 石			
			六六、三二九・八一七 石			

代官所は地方政治の中心地となり村々を支配、監督する役所としてその機能を充分に發揮した。

当時大口の村々（七か村・九新田）は、この治下にはいるとともに、各村の自治は代官の命をうけ、「村方三役」

すなわち庄屋、組頭、百姓頭が中心となつて行われた。

庄屋を補佐するために「五人組」の組織をつくり、この頭を「組頭」と称し、村政の運営にあたらせ、これを監視する役として、「百姓頭」が置かれた。

したがつて村の中心であつた庄屋・組頭は村の自治全般について一切の責任を負つていた。
なかでも納税はその第一の任務であり、完納にたいして種々の努力を払つた。

当時、領主からの年貢賦課は村単位であり、免状にはそれぞれ村全体の納税額が示されていた。したがつて庄屋・組頭はこれを村内の百姓の持高に応じて割付け納税をさせていた。

こうした機構は、明治四年七月（一八七一）廃藩置県の詔が下るまで守られてきたが、他藩にくらべて尾張藩の徵税は寛大であり、その中で人々の生活は一応安定してきたが、明治維新によつて諸制度が変革され、地方自治の制度も一変し、新しい地方自治が始まることになつた。

尾　張　藩 幕府が尾張の地に大藩を置いたのは、この地が軍事的・政治的に重要であつたからである。

すなわち西の京都、東の江戸の間にあつて政治、軍事の要衝の地点であり、かつ豊沃の平野をもつ經濟上の要地でもあつた。

慶長五年（一六〇〇）関ヶ原の争いの後、徳川家康の四男松平忠吉が尾張清洲の地に封ぜられたが、慶長一二年（一六〇七）松平忠吉が死去し、家康の九子徳川義直を駿府（現静岡）からおくると同時に、尾張藩体制をより強固なものとした。

家康は、幕府体制の長期展望を期するなかでとくに、尾張のもつこの重要性にもとづいて尾張の親藩実権を確立す

第1節 村の支配

表2-7 江戸時代の村々

区分 村名	寛文年間(1661~1672)		文政年間(1818~1829)	
	家数(戸)	人数(人)	家数(戸)	人数(人)
小口村	202	1,050	417	1,941
清右工門新田	7	30	16	44
河北村	46	287	85	356
余野村	72	421	132	520
外坪村	33	221	68	201
大屋敷村	82	529	137	538
宗雲新田	6	33	22	87
伝右工門新田	8	46	26	110
長桜、替地新田	13	47	29	115
八左工門新田	5	22	14	64
長桜村	11	74	22	80
九郎右工門新田	5	35	4	12
三右工門新田	3	5	3	15
又助新田	1	3	—	—
御供所村	59	329	142	583
小折出新田	6	53	18	91
計	559	3,185	1,135	4,757

し住民の安定をはかった。
また、これと併行して進められた新田開発は、大口町地内でもみられるように、画期的なもので生産の拡大は経済

るため、幼少の義直の補佐役として平岩親吉を尾張にいれるとともに、つづいて、成瀬正成、竹腰正信をこの任にあてた。

さらに慶長一五年(一六一〇)築城に着手した名古屋城が完成し、藩主徳川義直が元和二年(一六一六)名古屋城に移り、藩政を執り、勢力は一段と拡大し堅固なものとなるにおよんだ。

義直は、肥沃な濃尾平野の全域を支配下に收めると、経済基盤の安定を目標に木曽川を中心とした各河川の改修、統一的な治水事業の施行を積極的に行い、農業生産の成長を促

流通の拡大をうながし、その活動はますます活発になつた。

こうした推移のなかで、その力を背景として第一四代徳川慶勝は、幕末における騒然なる政情の中につつて、中央政治に大きな影響力をもち、元治元年（一八六四）には、長州藩の征討軍総督になり、後、慶應二年（一八六七）大政奉還後も、朝幕融和を目指して隠然たる力を持つていた。

こうして尾張平野開発一〇〇年の歴史のなかで、今日に大いなる恩恵をもたらした業績として、入鹿池の築造および木津用水の開削を忘れてはならない。

村方役人 近世の村落は一町歩程度の田畠を耕作する農家をその中核として構成され、行政単位の村落は検地と併行して実施された「村切り」によつて成立した。

天明元年（一七八一）国奉行所の変革がなされ、各地方には代官がおかれた。前述のごとく天明二年（一七八二）小牧に代官所が設置され代官のもとに“手代”として三・四人と“同心”八人を任じ、村々を支配、監督した。

地内の村々は、この治下にはいり、これら役人の命をうけた庄屋が中心となつて、村の自治にあたつた。

庄屋は今日の町村長にあたり、村内の家柄のよい高持（地主）の中から選ばれ、村行政の運営にあたり、村自治全般にわたる一切の責任を負い、とくに貢租の完納については格別の努力を払うとともに、村人よりの申出を取計り、村内のものごとを公平に裁き、一方では水利の管理、田畠の荒廃にも充分の注意を払い、農産物の生産拡大につとめた。

・**庄屋は** (1) 父子世襲、(2) 一年または二・三年交代、(3) 領主の任命、(4) 村民の選挙などによつてなるのが一般的であった。地内においてはほとんどが世襲によるものであつた。

藩政時代における庄屋名を表記してみるとつぎのようである。（これは村絵図の中より調べたものである。）

第1節 村の支配

長 桜 村	九郎右工門新田	御 供 所 村	小 折 出 新 田	村 名
天保二・八	(嘉永四・二 二八五二)	天保二・六	(弘化一・六 二八四五)	天保二・八 (一八四二)
鈴木甚三郎	天保二・六 社本伴左工門	社本伴左工門 宗右工門	土田弥十郎 社本伴左工門	土田弥十郎
	伝 六 敬 作	茂平治 権 作		
				仲 八
				頭百姓名

	八左工門新田	長櫻替地新田	三右工門新田	長 桜 村	村 名
嘉永三・四	天保三・八	嘉永三・四	天保三・八	天保三・八	嘉永三・四
幸 吉	良右工門	伴左工門	伊右工門	伊右工門	鈴木甚三郎
					頭百姓名
角 藏	幸 吉	平左工門	嘉藤治	嘉右工門	頭百姓名

外坪村	大屋敷村	宗雲新田	伝右工門新田
嘉永二・八	天保三・七	嘉永三・四	弘化二・六
茂平作・喜代八	丹羽三九郎	甚吉・三九郎	幸吉
			嘉右工門
			重兵衛
小口村	清右工門新田	河北村	余野村
明治五・二	(文久三・三 一八六二)	天保二・八	嘉永二・一 (一八四九)
大仙西塚田甚庄金作	近藤繁石工門	茂右工門	歌右工門・源藏
西村			半三郎・周藏
金八			正衛
甚吉			三郎治
			円藏
		佐兵衛	

この庄屋を補佐する役として、「組頭」がおかれた。すなわち組頭は五人組・自治組織の頭であり、算筆の才がある人が選ばれその任についた。

そしてこれら庄屋・組頭による村政運営の目付役として、百姓頭がおかれた。この百姓頭は各村の大高持(大地主)の中から選ばれ、百姓の利益を守るために大いに努力した。

・五人組は

藩政時代における農業施策の推進、および農民統制上の重要な組織で、農村では本百姓をはじめ平百姓(水呑百姓)にいたるまで残らず五戸主を組合わせた。(村落によつては十戸のところもある。)これは連帶責任、相互検察、相互扶助を目的とした制度で、村民はたがいに助け合い、いましめ合いの中で自治をさせられた。

こうしたなかには村八分というような村人同志の制裁も公然となっていた。また五人組には、組の目的、百姓に関する法令を詳細に記載した、「五人組長」が配布され、法令の徹底がはかられた。現在町内には五人組帳の保存されたのではないか、県史などの資料にはつぎのようにしるされている。

- 一、御公儀様より前々仰せ出された御条目は申すに及ばず、追々仰せ出された御法度や禁制の趣は堅く守り、少しも背かないよう、村中大小の百姓、水呑み、借地、召仕の下人までも、当村を徘徊する者一人残らず急度守ること。
- 一、最寄の家五軒ずつで五人組をつくり、悪事を一切しないよう組中申し合わせて御法度の趣を守ること。
- 一、切支丹ころびの者並びに類族は当村中には前々から一人も御座なく、今後他村からそれらの縁者が当村に来たら早速注進申し上げること。

- 一、家業を第一に励み、百姓に似合わない遊芸を好んだり、徒党がましいことを企ててはいけない。
- 一、自分の用事で他国へ行つたり、奉公に出ようとする者は、そのわけを書き付けを以て、名主、組頭、五人組へ、きつと断つていくこと。

こと。

- 一、往還の道、橋は申すに及ばず在々の道、橋は油断なく修繕しておること。
- 一、………… 略

(県史より抜粋)

農民の統制

藩体制は田畠からとれる貢租をもつて、経済の基盤とし、より強固な体制づくりを図つて、村の構成の中心であつた本百姓をはじめ水呑百姓といわれた小農民も一人前として年貢を納めさせる反面、多くの統制を加えるとともに、かなりきびしい年貢の取立てや労働を要求した。

こうしたなかでキリスト教禁止の目的ではじめられた宗門御改めもこれら統制策の一つであつたともいえよう。

農民統制の通達が多く布告されたなかで、慶安二年(一六四九)の御触書は、農民法令の集大成とも、また農民支配政策の帰結ともいわれている。

こうした多くの強力な統制により農民は、まったく自由を失っていた。封建時代、土地はすべて力のある武士によつて支配され、農民はおのずとその土地を通して支配されていた。

尾張藩政時代においては、村々の支配は蔵入地と給地にわかれていた。

蔵入地と給地
すなわち蔵入地は藩の直轄領であり、田畠からの年貢が、尾張藩の蔵に直接納入され、給地とは家臣に与えられる知行地制のことで土地を示すときは、給地といい、給地の年貢は藩の家臣に対して“禄”として与えられる。給地の領知人を給人とよんだ。

尾張藩におけるこの制度は何度も改革されている。その主なものに、正保元年（一六四四）の「四ツ概」、寛文元年（一六六一）の世禄制（親の禄高をそのまま相続させる）の廃止（寛政一年に復活）などがある。

「四ツ概」は、領地内の財源確保を目的にした租率の改正であった。すなわちこれまでの租率六ツ（六公四民）を四ツ（四公六民）に改正し、負担の軽減をはかったようであるが、藩は村高をこれに見合つように高めている。こうして正保の改革前の村高を「元高」とよび、四ツ概後を「概高」といった。

近世における大口町内の状況はつきのようである。表にも見られるように、新田は延宝年間（一六七二～一六八〇）以降、原則として給知が与えられることになり蔵入地が多くなっている。

大口の各村における給人は、「尾張徇行記、天保の村絵図」によるとつきのとおりである。

給人名	給知高	給人名	給知高
○大屋敷村（二十五名）		大津文右エ門	
久野市右エ門	七九五石	戸田市右エ門	三五石
安井将吉	一斗八升七合	橋彥太郎	五〇
田島孫平	四〇	伊藤武	二五
岡田七左エ門	一六六二七	大島彈吉	四八
長屋忠左エ門	二五	稲葉喜藏	二八二
桜井六太夫	二〇	杉山新左エ門	三七
原吉九郎	五一〇	山下弥三右エ門	一五

○御供所村	(一九名)
酒井平右工門	中村大作
木村助八	古高喜右工門
平岩伝右工門	近松兵右工門
中村井意六	山田清吉
木村助八	稻葉太左工門
酒井平右工門	成田清治
中村大作	山田清吉
木村助八	赤林孫七郎
酒井平右工門	水野與兵衛
中村大作	大原平兵衛
木村助八	山澄記

○余	津	富	丹	古	平	丹	富	内
野	田	羽	高	井	井	羽	田	藤
村	勘	孫	孫	紋	勘	勘	勘	求
(二二名)	左	平	平	左	左	左	左	馬
	工	次	工	工	工	工	門	
	門							

第1節 村の支配

村名	概高	給知高	給人數	藏入高	田畠面積	藏入地面積
御所坪野村村村村	六六一石八七五合	六四一石六三〇合	二五	五一二八八	五一町七八一三ツ	一町六五一五ツ
供所坪野村村村村	三四〇七七〇	三四二〇八	一二	五〇〇〇〇	二三八三〇四	一一〇四
余屋敷數	五三九三一五	四八九三一五	七九五	一八七	六〇五一一七	五九六九一〇
外屋村	八四六四七五	八四六四七五	一三三〇一〇	一三三七〇七	一五四五二三	一一六七一〇
御供所	一六三九三〇	一六三九三〇	二三	二三七四一五	二三	二三
村	長桜替地新田	入鹿長桜替地新田	大	小折入鹿出新田	余屋敷數	入鹿

表
2—8

藏入地と給地

福沢先右工門	岡崎助治郎	五〇石斗升合
久米佐兵衛	市橋甚太郎	二三九五三
近藤市右工門	後藤重右工門	二六
新野久右工衛	福沢先右工門	二五
児島友九郎	原十郎左工門	一六三六一
太田半右工門	淡河武治	七二〇九四
○外坪村（八名）		
市川六郎左工門		
太田半右工門		
五九八一五	三四〇五〇九八	三〇石升合
五〇九八五	二七〇二〇八	七斗升合
三四〇五〇九八五	三四〇二六二	八升合
二七〇二〇八	四〇一四二	三合
三四〇二六二	四〇六七二	
四〇一四二	四〇六七二	
四〇六七二	三〇七二	
三〇七二	七斗升合	

入鹿九郎右工門新田	九三一八一
入鹿又助新田	二〇六四八
入鹿八左工門新田	五五〇一八
入鹿三右工門新田	六九二七五
入鹿清右工門新田	二八四〇一
入鹿伝右工門新田	八〇八七七
入鹿宗雲新田	一二三四
小 口 村	一、八四四 二五八
河 北 村	一、〇六一九二五
合 計	二、七七八 三五五
	九三三七五二
	竹腰山城守采地
	成瀬隼人正采地
	二六二五一〇四
	八七八一一五
	一四五三〇六
	三四一二三
	八五三一
	七〇七一〇
	九七一〇六
	二二九〇五
	五六一二三

宗門人 別改め

徳川時代における地域農民統制の一つに、百姓の各々の戸籍を寺院と結びつけ、その事務を村役人（庄屋）が執るとともに、切支丹禁止のために宗門改めをした。

当時地域社会を統治するには、その基としてまず戸籍の完備が重要とされた。これは人口の動きを識るばかりでなく、地域の政治・法令を施行するうえに、さらにはこれに反抗する者の発見・排除のためにも必要とされた。

すなわち戸籍が完備されていれば、反抗分子や悪人の地域への潜入を防ぎ、かつ検挙、処分と地域の安定化が容易になされたと考えられる。

宗門改帳は、この地方では寛文（一六六一—一六七三）年間ごろから作成されたようで、天和（一六八一—一六八四）時代以降は概ね毎年作成されるようになり、形式、記載要領も整備され村役人が提出していた。したがつて改帳は当

まことに、改帳が各村に備えられ、村内で嫁入り、婿入り、養子、養女などの婚姻が行われるたびに、また移住、奉公で住所を変更したときは、その村の庄屋は帳面を修正した。こうした時に当該村々で取り換されたのがすなわち、「人別送状」または「人別受取状」である。

また、すべての人に対する旅行、移住などには必ず旦那寺の寺請証文を必要とさせた。

この宗門人別改帳は、村中の人名を連記し、その人名の下に必ず旦那寺名をしるして、この寺院の門徒であることを明らかにしてあつた。

がわれ、徹底した取調べをうけたとされている。

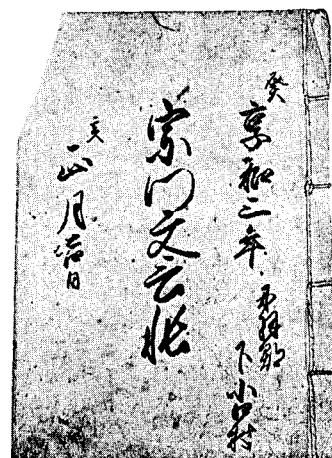


図2-54 小口村宗門文言帳

宗門人別改の制度は徳川時代において始められたのであるが、戸籍法は王朝時代すでに備っていた。すなわち大宝令に「戸令」がみえ、これによつて戸籍簿が作成されていた。

これが時代の移行とともに戸籍帳あるいは家竝帳となり、ついで宗門連判帳とよばれ、農村戸口の増減を明確にしてきたのであり、これが近世初期に至つて「宗門人別改帳」となつてきた。農民は何人たりとも必ず近くの寺院の門徒でなければならず、万いざれの門徒でもない者は、当時はキリストンの信者としてうた

卷之十一
藝文志

一切禁制。以后有事請教下。如有所難。

而以實業者為主導，則其勢力必更為強大。

能安者多一念之絕，無而有之而存

對於社會主義的回憶

人臣在治之君則於社會之運行欲成

乙未 作於公館之東北面
中者汝兄妹之為也。我們深愛著。不以爲
已。當歸。不以爲棄。別後。惟此件。

卷之三

通鑑卷一百一十一

卷之三

筆耕於後殿
持此以示後人
丁巳仲夏

図2-55 小口村五人組による宗門改届書

時の人口、戸数を知る

ものとして史料価値が
非常に高いものであり

この制度は、明治四年（一八七一）までづき、壬申戸籍に引きつがれた。

しかしこうした制度

禁され、この結果宣教師が多く来日し、キリスト教の思想が知識階級に理解されるとともに、一般社会にも広く伝播し今日におよんで

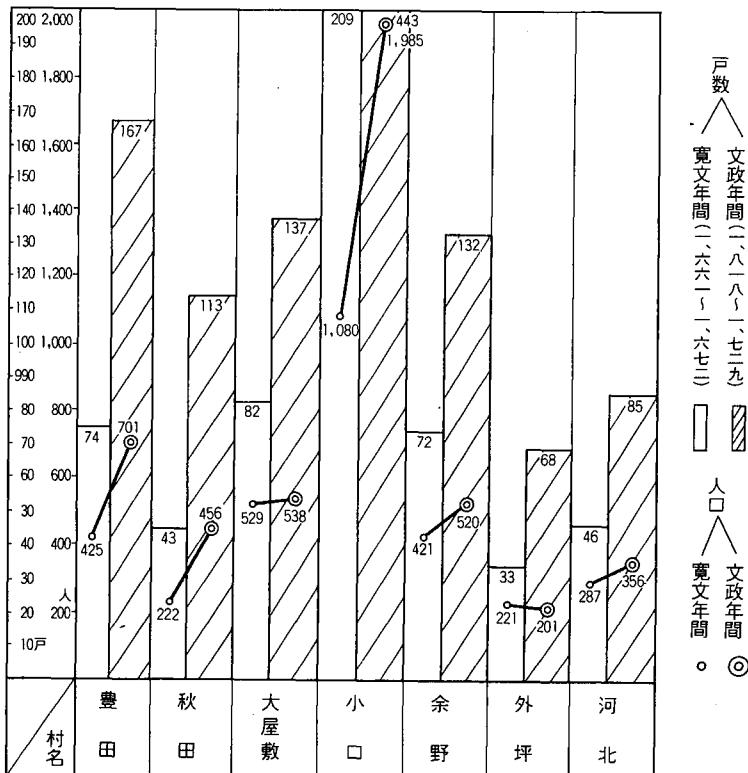
いる。



図 2-56 奉公人請状

第1節 村の支配

表2—9 藩政時代における戸数・人口の推移



(この表は現在の地域(大字別)に集計したものである)

第二節 新田開発

概

況

尾張平野は江戸時代になると、水田を中心に農地の開発が活発になり、農地の約三〇パーセントはこの時代に開発されたといわれる。

ことに近世初頭、これが急激に実施されるようになつた。すなわち慶長（一五九六～一六一五）年間の全国石高が一、八〇〇万石であり、元禄（一六八八～一七〇四）年間には二、六〇〇万石に激増していることをみても、この事業がいかに活発であつたか明瞭である。

これは耕地からとれる貢租を、経済の基盤とした各藩の重要な施策によるもので、農業生産力の向上を目指すとともに、貢租の増加をはかったものである。

尾張藩では、開発の増大にともなう水不足、あるいは農民の不足を補なう策として、色々な施策を講じた。なかでも享保七年（一七二二）の新田高札、同一一年（一七二六）の新田検地条目は、新田開発による多くの問題を解決するとともに、新しい村づくり成立の基礎となつた。

しかし一方においては、本田の荒廃、林野の伐採による河川の氾濫も各所で発生し、これらを除去するために江戸時代の後半、文化三年（一八〇六）になつて一時は開発を禁止する処置をとつたといわれる。

◎新田高札（享保七年 一七二二）『新田開発にあたつて人集めの策

「他国・他領の百姓であろうと、またいかなる重罪を犯した者でも、開墾に従事する者は、その罪を免除する。」